

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

規 則

○職業能力開発校規則の一部を改正する規則

(産業人材対策課)

一

告 示

○環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

(環境対策課)

一

○県営土地改良事業計画の縦覧

(農村振興課)

六一

○道路の区域変更

(道路課)

六一

○道路の供用開始

(同)

六一

○土地改良区役員の就任及び退任の届出

(北部地方振興事務所)

六一

○土地改良区の定款変更の認可

(仙台地方振興事務所)

六一

公 告

○財政状況の公表

(財政課)

六一

監査委員

○定期監査結果に対する措置の公表

六一

○財政的援助団体等監査結果に対する措置の公表

六六

規 則

職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十九号

職業能力開発校規則の一部を改正する規則

職業能力開発校規則(昭和四十九年宮城県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

告 示

別表宮城県立白石高等技術専門校の項中「通信システムエンジニア科」を「情報通信ネットワーク」に改め、同表宮城県立仙台高等技術専門校の項中「広告看板科」を「サインデザイン科」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

○宮城県告示第五百六十五号

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

環境影響評価技術指針の一部を改正する告示

環境影響評価技術指針(平成十一年宮城県告示第百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一中備考以外の部分を次のように改める。

- (1) 工用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 - (2) 建設機械の稼働として、浚渫工事、港湾工事、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。
 - (4) 地形変更及び施設の有在として、地形変更等を実施し建設された汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（二以上の組合せを含む。）を有すること。
 - (5) 排水は、排水処理装置で処理した後に公共用水域に排水すること。
 - (6) 温排水は、海水冷却方式を採用した場合、取水方式として表層又は深層、放水方式として表層又は水中によるものがあること。
 - (7) 機械等の稼働として、汽力設備、ガスタービン設備又は内燃力設備（二以上の組合せを含む。）の運転があること。
 - (8) 資材等の搬出入として、定期点検時等の発電用資材等の搬入、従業員の通勤及び廃棄物等の処理のための搬出があること。
 - (9) 発電設備から産業廃棄物が発生すること。
- リ 太陽電池発電所設置事業
- (1) 工用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築工事に必要な資材の搬出入、工事関係者の通勤並びに残土、伐採樹木及び廃材の搬出を行うこと。
 - (2) 建設機械の稼働として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 - (3) 造成等の施工として、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。
 - (4) 地形変更及び施設の有在として、地形変更等を実施し建設された太陽電池発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形変更等を伴う。
 - (5) 施設の稼働として、太陽電池発電の運転を伴うこと。
- 別表第一備考第三号中「いう」の下に「〔窒素酸化物〕」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石炭粉じん」を除く。」を加え、同表備考中第十三号を第十四号とし、第五号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。
- 五 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。

別表第二を次のように改める。

別表第二 参考手法（第五条、第六条関係）

参 考 項 目	環境要素の区分	参 考 手 法	調 査 の 手 法
<p>空素酸化物</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化窒素の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受け るおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による二酸化窒素に係る環境影響が最大となる時期</p>	

<p>び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排ガス）</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p> <p>火力発電所設置事業に係る資材等の搬入</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>各季節ごとに各一週間</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 二酸化窒素の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化窒素に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>各季節ごとに各一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化窒素に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>予測対象時期等</p> <p>窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における二酸化窒素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>予測対象時期等</p> <p>計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>

	<p>浮遊粒子状物質</p>	<p>硫酸酸化物</p>	<p>利用自動車の走行 工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行 土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行 火力発電所設置事業に係る施設の稼働(排ガス) 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>
<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化硫黄の濃度の状況 ロ 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた二酸化硫黄に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。 三 調査地点 硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化硫黄に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>	<p>四 調査地点 窒素酸化物の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における二酸化窒素に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>
	<p>一 予測の基本的な手法 大気拡散式(ブルーム式、パフ式)に基づく理論計算 二 予測地点 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地点における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による浮遊粒子状物質に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気拡散式(ブルーム式、パフ式)に基づく理論計算 二 予測地点 第三欄第三号の調査地域のうち、硫酸酸化物の拡散の特性を踏まえて二酸化硫黄に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	

る車両の運行	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排ガス）	工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動
--------	--	--	-------------------------	-------------------------------	---	---	--	------------------------	---------------------------

<p>粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
--	---

<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	
---	--

<p>石炭粉じん</p>	<p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（機械等の稼働）</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>道路事業に係る自動車の走行</p> <p>火力発電所設置事業に係る資材等の搬入</p>	<p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p> <p>一 調査すべき情報 イ 浮遊粒子状物質の濃度の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊粒子状物質に係る大気汚染についての測定の方法、前号ロの情報については気象業務法施行規則第一条の二又は第一条の三に基づく技術上の基準による測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 各季節ごとに各一週間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて浮遊粒子状物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊粒子状物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における浮遊粒子状物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 計画の交通量の発生が見込まれる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 大気の拡散式（ブルーム式、パフ式）に基づく理論計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、石炭粉じんの拡散の特性を踏まえて、石炭粉じんに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態となる時期及び石炭粉じんに係る環境影響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>
--------------	---	---	--

<p>粉じん等</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>五 調査期間等</p> <p>石炭粉じんの拡散の特性を踏まえ、前号の調査地域における石炭粉じんに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点を調査期間等</p> <p>原則として一年間</p> <p>一 調査すべき情報 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等工事の実施に伴う粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
-------------	--	---	--

<p>騒音・低周波音</p>	<p>の設置の工事 公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行 火力発電所設置事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）及び資材等の搬出入 最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動 土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働 ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路の付替の工事 堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及</p>	<p>一 調査すべき情報 気象の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 粉じん等の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における粉じん等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 騒音・低周波音の状況 ロ 地表面の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち騒音の情報については騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第十五条第一項の規定による特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準において定めら</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、粉じん等の拡散の特性を踏まえて粉じん等に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 粉じん等の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における粉じん等に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 事業活動等による粉じん等に係る環境影響が最大となる時期</p>
----------------	---	--	---	--	---

び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	鉄道建設事業に係る建設機械の稼働	風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働	太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働	レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働	工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働	道路事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工
--------	--------------------------------------	------------------------------------	------------------	---------------------	---------------------	-----------------------	-------------------------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------	-----------------------	---------------------------	------------------------------------

<p>れた騒音についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>
--	--

<p>四 予測対象時期等</p> <p>建設機械の稼働等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>
---	---

<p>工場地場用地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>火力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>風力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>鉄道建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>専用道路の設置並びに道路付替の工事</p>
--	---	--	--	--------------------------------------	--------------------------------	---	---------------------------------------	---------------------------------------	------------------------------------	---	---	--------------------------------	--------------------------

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち道路交通騒音の情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。

三 調査地域

音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域

四 調査地点

音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点

五 調査期間等

音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

三 予測地点

音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点

四 予測対象時期等

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による騒音・低周波音に係る環境影響が最大となる時期

<p>風力発電所設置事業に係る施設の稼働</p> <p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働 (機械等の稼働)</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る施設の稼働</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p> <p>火力発電所設置事業に係る資材等の搬入</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>	<p>鉄道建設事業に係る列車の走行(地下)</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 地表面の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち騒音の情報については環境基準において定められた騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち道路交通騒音の情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通騒音・低周波音の状況</p> <p>ロ 沿道の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イのうち道路交通騒音の情報については環境基準において定められた道路交通騒音についての測定の方法、測定場所及び測定時刻。</p> <p>三 調査地域</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>音の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における騒音・低周波音に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p>

<p>振動</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械</p>	<p>を走行する場合を除く。</p>	<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>騒音・低周波音の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 音の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 音の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における騒音・低周波音に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 建設機械の稼働等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>二 音の伝搬理論に基づく計算、事例の引用又は解析</p> <p>予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、音の伝搬の特性を踏まえて騒音・低周波音に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 鉄道施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
---	--------------------	---	--	---	--

械の稼働	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働	レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働	工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働	道路事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事	堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びびゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	鉄道建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	風力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	火力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	太陽電池発電所設置事業に係る資材及
------	-------------------------------	------------------------------	--------------------------	-----------------------	---------------------------	---	-------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------	-------------------

<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 道路交通振動の状況</p> <p>ロ 地盤の状況</p> <p>ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>

<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>資材及び機械の運搬に用いる車両の運行等による振動に係る環境影響が最大となる時期</p>
--

<p>び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の運行</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働(機械等の稼働)</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>道路事業に係る自動車の走行</p>	<p>火力発電所設置事業に係る資材等の搬入</p>	<p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋</p>
<p>一 調査すべき情報 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>										
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>										
<p>一 調査すべき情報 イ 道路交通振動の状況 ロ 地盤の状況 ハ 道路構造及び当該道路における交通量に係る状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理</p> <p>一 予測の基本的な手法 振動レベルの八十パーセントレンジの上端値を予測するための式を用いた計算</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>										

<p>悪臭</p>	<p>立て</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る利用自動車の走行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る利用自動車の走行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>鉄道建設事業に係る列車の走行</p>	<p>立て</p> <p>理及び解析。この場合において、前号イの情報については振動規制法施行規則第十二条の規定による道路交通振動の限度において定められた振動についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>三 予測地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における振動に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>計画の交通量の発生が見込まれる時期</p>
<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（機械等の稼働）</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 悪臭の状況</p> <p>ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報に係る臭気指数については悪臭防止法施行規則（昭和四十七年総理府令第三十九号）第一条の規定により環境大臣が定める方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 振動の状況</p> <p>ロ 地盤の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて振動に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>振動の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における振動に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、悪臭の拡散の特性を踏まえて悪臭に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における悪臭に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>工場及び事業場における事業活動、発電所の運転等が定常状態</p>

土砂等による水の濁り	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働及び造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>る地域</p> <p>四 調査地点 悪臭の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 悪臭の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における悪臭に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期又は時間帯</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 浮遊物質の状況</p> <p>ロ 浮遊物質の沈降の状況</p> <p>ハ 流況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて土砂による水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>であり、適切に予測できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 河川にあつては浮遊物質について単純混合式を用いた理論計算</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあつては浮遊物質についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算</p> <p>ハ 事例の引用又は解析</p> <p>ニ 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事に伴う土砂による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>
------------	--	---	--

<p>の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>道路事業に係る休憩所の供用</p> <p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p> <p>道路事業に係る休憩所の供用</p> <p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働(排水)</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>水の汚れ</p>	
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 浮遊物質量の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた浮遊物質量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における浮遊物質による水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の濁りに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>		<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 河川にあっては生物化学的酸素要求量の状況、海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 河川にあっては浮遊物質量について単純混合式を用いた理論計算</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあっては浮遊物質量についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算</p> <p>ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、浮遊物質の拡散の特性を踏まえて水の濁りに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>浮遊物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の濁りに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>事業の活動等による水の濁りに係る環境影響が最大となる時期</p>		<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 河川にあっては生物化学的酸素要求量について単純混合式を用いた理論計算</p> <p>ロ 海域又は湖沼にあっては化学的酸素要求量についてジョセフセンドナー式を用いた理論計算</p> <p>二 予測地域</p>

<p>の存在及び廃棄物の埋立て 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る構造物の存在 レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における水の汚れに係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>
<p>水温</p> <p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在 火力発電所設置事業に係る施設の稼働(温排水) 工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水温及びその調査時における流量の状況 ロ 気象の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水温の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水温に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水温に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切</p>
<p>イ 河川にあつては第三欄第三号の調査地域のうち、生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえ、水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域 ロ 海域又は湖沼にあつては第三欄第三号の調査地域のうち、化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて水の汚れに係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 調査地点 イ 河川にあつては生物化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点 ロ 海域又は湖沼にあつては化学的酸素要求量の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における水の汚れに係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 熱の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて水温に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び水温の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水温に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>富栄養化</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働(排水)</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建造物の存在及び施設の利用</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>溶存酸素</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p>
<p>かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 富栄養化の状況 ロ 流況 ハ 気象の状況 ニ 水温の状況</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、富栄養化に係る事項について定める水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法。</p>	<p>三 調査地域 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の富栄養化の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p>	<p>四 調査地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>五 調査期間等 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における富栄養化に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 溶存酸素の状況 ロ 有機物による分解状況 ハ 水温の状況</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた溶存酸素についての測定の方法。</p>	<p>三 調査地域 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の溶存酸素の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p>	<p>四 調査地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	
<p>一 予測の基本的な手法 統計的手法、富栄養化に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて富栄養化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>三 予測地点 流域の特性及び富栄養化に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における富栄養化に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 溶存酸素の物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p>	<p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて溶存酸素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p>	<p>三 予測地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における溶存酸素に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>			

		<p>水素イオン濃度</p>
<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働(排水)</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事</p>	
<p>三 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度に係る事項の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水素イオン濃度の予測及び評価</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 水素イオン濃度の状況 ロ 流況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準に濃度に係る事項について定める水質汚濁に係る環境基準に規定する測定の方法。 三 調査地域 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>五 調査期間等 を適切かつ効果的に把握できる地点 流域の特性及び溶存酸素の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における溶存酸素に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>四 予測対象時期等 三 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法 統計的手法、水素イオン濃度に係る物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度に係る事項の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響が最大になる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて水素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 流域の特性及び水素イオン濃度の変化の特性を踏まえて前号の予測地域における水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 工事による水素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p>

<p>水質の有害物質</p>	<p>水質の有害物質（農業に限る。）</p>	
<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排水）</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る構造物の存在及び施設の利用</p>	
<p>一 調査すべき情報 イ 有害物質濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については、環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 農業の濃度の状況 ロ 流況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて農業の濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の農業の濃度の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における農業の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び農業の濃度の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における農業の濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び水素イオン濃度に係る事項の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び水素イオン濃度に係る事項の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>
<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 河川にあつては農業成分については単純混合式を用いた理論計算 ロ 海域又は湖沼にあつては農業成分についてはジョセフセンドナー式を用いた理論計算 ハ 事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、農業成分の拡散の特性を踏まえて農業の濃度に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点 農業成分の拡散の特性を踏まえて前号の予測地域における農業の濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>

<p>水質及び土壌の有害物質</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋</p>	<p>影響を受けるおそれがあると認められる地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の有害物質の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 河川における有害物質濃度の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。</p> <p>三 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>土砂の流出の発生が見込まれる時期</p>		
<p>一 予測の基本的な手法</p>			

水底の泥土	堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在	土石の採取事業に係る事業の活動	立て
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 水底の泥土及びその調査時の流量</p> <p>ロ 浮遊物質の沈降の状況</p> <p>ハ 濁度又は浮遊物質量の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準に定められた浮遊物質量に係る水質汚濁についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域並びに当該地域より上流地域で当該地域の水底の泥土の予測及び評価に必要な情報を把握できる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて前号の調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p>	<p>イ 河川における有害物質濃度の状況</p> <p>ロ 流況</p> <p>ハ 切土及び盛土の土壌中の有害物質濃度の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析。この場合において、前号イの情報については環境基準において定められた人の健康の保護に係る水質の汚濁についての測定の方法、前号ハの情報については土壌汚染に係る環境基準において定められた物質に係る汚染についての測定の方法。</p> <p>三 調査地域</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて前号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて第三号の調査地域における土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>イ 事例の引用又は解析</p> <p>子測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえて土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 子測地点</p> <p>流域の特性及び有害物質の拡散の特性を踏まえ、土砂の流出に伴い発生する有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 子測対象時期等</p> <p>事業活動等が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	
<p>一 子測の基本的な手法</p> <p>堆積物の移動に関する解析又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 子測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて水底の泥土に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 子測地点</p> <p>流域の特性及び水底の泥土の特性を踏まえて前号の子測地域における水底の泥土の特性に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 子測対象時期等</p> <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>			

<p>底質の有害物質</p>	<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働</p>	<p>流域の特性及び水底の泥土の変化の特性を踏まえて第三号の調査地域における水底の泥土に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 有害物質の拡散の特性を踏まえ、建設機械の稼働による有害物質に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 有害物質の拡散の特性を踏まえ、前号の予測地域における有害物質に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 しゅんせつ工事による有害物質に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>地下水の水位</p> <p>道路事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係るしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る掘削の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	

<p>地下水の塩素イオン濃度</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>	<p>影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響 工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>ダム事業に係るダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る水門の供用</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p>	<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の塩素イオン濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況 三 調査の基本的な手法 四 調査の他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 五 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法 三 調査の他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地点 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の水位に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の水位の状況 ロ 地質の状況 ハ 河川の水位の状況 ニ 調査の基本的な手法 三 調査の他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 四 調査地点 地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 五 調査期間等 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p>							
<p>一 予測の基本的な手法 塩素イオンの物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域 三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 地下水の水位に係る環境影響が定常状態になる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地下水の水利に関する解析又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の水位に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の水位に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響が定常状態になる時期</p>							

	<p>地下水の有害物質</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る廃棄物の埋立て</p>	<p>地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の塩素イオン濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p> <p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間及び時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 工事による地下水の有害物質濃度に係る環境影響が最大となる時期</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 地下水の有害物質濃度の状況 ロ 地下水の水位の状況 ハ 地質の状況 ニ 地下水の利用の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点 地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法 有害物質の収支に関する計算又は事例の引用若しくは解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地質の特性を踏まえて地下水の有害物質濃度に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点 地質の特性を踏まえて前号の予測地域における地下水の有害物質濃度に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等 地下水の有害物質濃度に係る環境影響が定常状態となる時期</p>		

<p>重要な地形及び地質</p> <p>道路事業に係る工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p>	<p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働(温排水)</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の影響による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の影響による一時的な影響</p>	<p>流向及び流速</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>四 調査期間等</p> <p>流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>流況の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>流況の特性を踏まえて前号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的に把握できる地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流況の特性を踏まえて第三号の調査地域における流向及び流速に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間及び時期</p>	<p>及び時期</p>	
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえ</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>施設の供用が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>数値モデルによる理論計算又は推理模型実験</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、流況の特性を踏まえて流向及び流速に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による流向及び流速に係る環境影響が最大となる時期</p>	

事用道路の設置並びに道路付替の工事	堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事	土石の採取事業に係る木の伐採等	道路事業に係る道路の存在	ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作による
-------------------	-------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-------------------------------	-------------------------	-------------------------------	-----------------	--------------	--	--------------------------------	-------------------------------------

<p>理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 地形及び地質の状況</p> <p>ロ 重要な地形及び地質の分布、状態及び特性</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点 地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な</p>	<p>三 予測対象時期等 工事による重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法 重要な地形及び地質について、分布、成立環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等 地形及び地質の特性を踏まえて重要な地形及び地質に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
---	---	--

<p>地盤の安定性</p>	<p>り露出することになる水底の存在並びに水門の供用 放水路事業に係る放水路の存在及び供用 鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在 風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在 火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在 太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在 最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在 レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在 工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在 土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>五 地点 調査期間等 地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な地形及び地質に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等</p>
<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施</p>	<p>三 調査地域 一 調査すべき情報 イ 地形、地質及び地盤の状況 ロ 地盤の安定性の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>		

<p>工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の存在、原石跡地の工事、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p> <p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することとなる水底の存在並びに水門の供用</p> <p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p> <p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>	<p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて前号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて第三号の調査地域における地盤の安定性に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な時期</p>	<p>期</p> <p>工事による地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>地盤の安定性に関する地盤工学的解析若しくは事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>地形及び地質の特性を踏まえて地盤の安定性に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
--	--	---	---

日照障害	<p>の存在及び廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	風力発電所設置事業に係る施設の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料による情報の収集及び当該情報の整理</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査期間等</p> <p>土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>土地利用及び地形の特性を踏まえて日照障害に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>施設が完了する時点</p>
風車の影	風力発電所設置事業に係る施設の稼働	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 土地利用の状況</p> <p>ロ 地形の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>四 調査地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の調査地域における風車の影に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>等時間の日影線を描いた日影図の作成</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、土地利用及び地形の特性を踏まえて風車の影に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>土地利用の状況及び地形の特性を踏まえて前号の予測地域における風車の影に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>発電所の運転が定常状態となる時期及び風車の影に係る環境影響が最大になる時期</p>	

<p>重要な動物種</p>	<p>反射光</p>	<p>電波障害</p>	
<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在並びに施設の稼働</p>	
<p>一 調査すべき情報</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 土地利用の状況 ロ 地形の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 反射光の特性を踏まえて前号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 反射光の特性を踏まえて第三号の調査地域における反射光に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>五 地点 土地利用の状況及び地形の状況を適切に把握することができる時期 一 調査すべき情報 イ 電波の発信状況 ロ 電波の受信状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域 四 調査地点 電波の伝搬の特性を踏まえて前号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点 五 調査期間等 電波の伝搬の特性を踏まえて第三号の調査地域における電波受信に係る環境影響を予測し、及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯</p>	
<p>一 予測の基本的な手法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 反射光の特性を踏まえて前号の予測地域における反射光に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 反射光の特性を踏まえて反射光に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 実用式によるコンピュータ・シミュレーション又は事例の引用若しくは解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、電波の伝搬の特性を踏まえて電波受信に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測地点 電波の伝搬の特性を踏まえて前号の予測地域における電波受信に係る環境影響を的確に把握できる地点 四 予測対象時期等 発電所の運転が定常状態であり、適切に予測できる時期</p>	

及び注目すべき生息地（海域に生息する動物を除く。）	及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置	ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事	掘削に係る掘削の工事、護岸の工事及び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	最終処分場設置事業に係る最終処分場
---------------------------	---	---	-------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	-------------------

イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況
 ロ 主な水生動物に係る動物相の状況
 ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況
 ニ 調査の基本的な手法
 三 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
 四 調査地域
 イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の工事の実施によってその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域
 ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域
 五 調査期間等
 動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路
 注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の
 二 予測地域
 第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて
 重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれ
 ある地域
 三 予測対象時期等
 工事による重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的
 確に把握できる時期

<p>の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行及び休憩所の供用</p>	<p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在及び</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 脊椎動物、昆虫類その他主な陸生動物に係る動物相の状況</p> <p>ロ 主な水生動物に係る動物相の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によつてその生息環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生動物以外の動物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p>										
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>										

<p>海域に生息する動物</p>	<p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施</p>	<p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在、工場等における事業活動並びに製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び施設の利用並びに利用自動車の走行</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び利用自動車の走行</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p>	<p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 魚等の遊泳動物、潮間帯生物（動物）、底生生物（動物）、動物プランクトン、卵・稚仔（以下「海生動物」という。）の主な種類及び分布の状況</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p>	<p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>

<p>重要な植物種</p>	<p>工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（排水、温排水及び機械等の稼働等）</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p>
<p>道路事業に係る切土工等の工事による</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生動物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場における動物の生息環境の状況</p> <p>ハ 重要な種及び注目すべき生息地の分布、生息の状況及び生息環境の状況</p> <p>ニ 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて前号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p>	<p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p> <p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地について、分布又は生息環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>動物の生息の特性を踏まえて海生動物及び干潟、藻場における動物の生息環境並びに重要な種及び注目すべき生息地に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

造成等の施工による一時的な影響	工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	土石の採取事業に係る木の伐採等	道路事業に係る道路の存在	ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの供用及び貯水池の存在	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在	風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在	火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（排水及び温排水）	太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在	最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て	公有水面埋立事業に係る埋立地又は干
-----------------	-------------------------------	-----------------	--------------	--	--------------------------------	---	--------------------	------------------	----------------------	--------------------------------------	--------------------------	-------------------------------	-------------------

<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 種子植物その他主な植物に関する植物相及び植生の状況</p> <p>ロ 重要な種及び重要な群落の分布、生育の状況及び生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>イ 水生植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域並びに対象事業実施区域下流の地域で、当該事業の供用に伴う施設の存在によつてその生育環境が環境影響を受けるおそれがあると認められる地域</p> <p>ロ 水生植物以外の植物については、対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて前号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて第三号の調査地域における重要な種及び重要な群落に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
--

<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>重要な種及び重要な群落について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>植物の生育及び植生の特性を踏まえて重要な種及び重要な群落に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
--

<p>拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>海域に生育する植物</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p> <p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（排水及び温排水）</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 潮間帯生物（植物）、海藻類及び植物プランクトン（以下「海生植物」という。）の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p> <p>五 調査期間等</p> <p>植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 海生植物の主な種類及び分布の状況</p> <p>ロ 干潟、藻場の分布及びそこにおける植物の生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>海生植物及び干潟、藻場について、分布又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境並びに重要な種及び注目すべき生育地に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p>
---	--	---	---	---	--

<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p>	<p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p>	<p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p>	<p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p>	<p>地域を特徴づける生態系</p>	<p>池発電所の存在 公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在 工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p>
--------------------------	---	---	---	---	--------------------------------	--	---	--------------------	--

<p>五 調査期間等 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>四 調査地点 動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路</p>	<p>三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域</p>	<p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>四 調査地点 植物の生育の特性を踏まえて前号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路 五 調査期間等 植物の生育の特性を踏まえて第三号の調査地域における海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境への影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
--	--	------------------------------------	---	---	---

<p>三 予測対象時期等 工事による注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けおそれがある地域</p>	<p>植物の生育の特性を踏まえて海生植物及び干潟、藻場における植物の生育環境に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>
--	---	--

<p>稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土石の採取事業に係る木の伐採等</p>	<p>道路事業に係る道路の存在、自動車の走行及び休憩所の供用 ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダムの</p>
<p>一 調査すべき情報 イ 動植物その他の自然環境に係る概況 ロ 当該生態系を特徴づける複数の注目種等の生態、他の動植物との関係又は生息環境若しくは生育環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p>								
<p>一 予測の基本的な手法 注目種等について、分布、生息環境又は生育環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、動植物その他の自然環境の特</p>								

供用及び貯水池の存在	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在及び列車の走行	風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在	火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在、施設の稼働（機械等の稼働）及び資材等の搬出入	太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在	最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て	公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び利用自動車の走行	レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在、構造物の存在及び施設の利用並びに利用自動車の走行	工場事業場用地造成事業に係る工場等
------------	--------------------------------	---	--------------------	-------------------------	----------------------	---	--------------------------	-------------------------------	------------------------	---	---	-------------------

文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析

三 調査地域
対象事業実施区域及びその周辺区域

四 調査地点
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて前号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点又は経路

五 調査期間等
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて第三号の調査地域における注目種等に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯

性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を受けるおそれがある地域

三 予測対象時期等
動植物その他の自然環境の特性及び注目種等の特性を踏まえて注目種等に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干</p>	<p>最終処分場の設置事業に係る最終処分場の存在</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p>	<p>火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び施設の稼働（機械等の稼働）</p>	<p>風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在</p>	<p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p>	<p>放水路事業に係る放水路の存在及び供用</p>	<p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用</p>	<p>堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在</p>	<p>主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観</p>	<p>の立地及び土地又は工作物の存在、工場等における事業活動並びに製品の運搬その他の車両の運行</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>道路事業に係る道路の存在</p> <p>ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダム供用及び貯水池の存在</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 主要な眺望点の状況</p> <p>ロ 景観資源の状況</p> <p>ハ 主要な眺望景観の状況</p> <p>ニ 主要な圍繞景観の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>										
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>イ 主要な眺望点及び景観資源について、分布の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>ロ 主要な眺望景観及び主要な圍繞景観について、完成予想図、フォトモンタージュ法その他の視覚的な表現手法</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>調査地域における景観の特性を踏まえて主要な眺望点及び景観資源、主要な眺望景観並びに主要な圍繞景観に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>										

<p>拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在及び建造物の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在並びに建造物の存在及び施設の利用</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在並びに工場等における事業活動</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事が掘削に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の通行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る資材及び機械の運搬に用いる車両の通行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況</p> <p>ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況</p> <p>二 調査の基本的な手法</p> <p>文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>三 調査地域</p> <p>対象事業実施区域及びその周辺区域</p> <p>四 調査地点</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点</p> <p>五 調査期間等</p> <p>人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期</p>

の設置の工事	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事、埋立ての工事	土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響	工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響	道路事業に係る道路の存在	ダム事業に係るダム堤体の存在、原石跡地の存在、道路の存在並びにダム供用及び貯水池の存在	堰事業に係る堰及び護岸の存在並びに堰の供用及び湛水区域の存在	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防及び水門の存在並びに施設の操作により露出することになる水底の存在並びに水門の供用	放水路事業に係る放水路の存在及び供用	風力発電所設置事業に係る風力発電所の存在	火力発電所設置事業に係る火力発電所の存在及び資材等の搬出入	太陽電池発電所設置事業に係る太陽電
--------	-----------------------------	--------------------------------------	----------------------------------	-------------------------------	--------------	---	--------------------------------	---	--------------------	----------------------	-------------------------------	-------------------

一 調査すべき情報 イ 人と自然との触れ合いの活動の場の状況 ロ 主要な人と自然との触れ合いの活動の場の分布、利用の状況及び利用環境の状況 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析 三 調査地域 対象事業実施区域及びその周辺区域 四 調査地点 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて前号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な地点 五 調査期間等 人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて第三号の調査地域における主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を予測し、及び評価するために適切かつ効果的な期間、時期及び時間帯
--

一 予測の基本的な手法 主要な人と自然との触れ合いの活動の場について、分布又は利用環境の改変の程度を把握した上で、事例の引用又は解析 二 予測地域 第三欄第三号の調査地域のうち、人と自然との触れ合いの活動の場の特性を踏まえて主要な人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を受けるおそれがある地域 三 予測対象時期等 人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を的確に把握できる時期

<p>建設工事に伴う副産物</p>	<p>道路事業に係る切土工等の工事による一次的な影響</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事及び掘削の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る切土工等の工事に</p>	<p>池発電所の存在</p> <p>鉄道建設事業に係る鉄道施設の存在</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の存在及び廃棄物の埋立て</p> <p>公有水面埋立事業に係る埋立地又は干拓地の存在</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る敷地の存在及び構造物の存在</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る敷地の存在並びに構造物の存在及び施設の利用</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る工場等の立地及び土地又は工作物の存在</p> <p>土石の採取事業に係る事業の活動</p>	<p>予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>予測地域</p> <p>対象事業実施区域</p> <p>予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>
-------------------	---	--	---

産業廃棄物	<p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る廃棄物の発生</p>		<p>よる一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事</p> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る造成等の施工による一時的な影響</p>
	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>二 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>三 工事期間</p>		<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>二 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>三 工事期間</p>
	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>二 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>三 発電所の運転が定常状態となる時期及び廃棄物に係る環境影響</p>		

<p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の存在</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>二酸化炭素</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る造成等の施工による一時的な影響（ライフサイクルコスト）</p>	<p>火力発電所設置事業に係る施設の稼働（排ガス）</p>
<p>が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）</p>	<p>一 予測の基本的な手法 イ 産業廃棄物の種類ごとの排出量の把握 ロ 適切な処理・処分の方策の把握</p> <p>二 予測地域 対象事業実施区域</p> <p>三 予測対象時期等 発電事業に係る設備更新 発電事業の終了時等</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化炭素の排出若しくは使用（以下「排出等」という。）を回避し、又は低減するための対策若しくはエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報</p> <p>二 調査の基本的な手法 文献その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化炭素の排出等若しくは使用（以下「排出等」という。）を回避し、又は低減するための対策若しくはエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 対策の実施状況 二 二酸化炭素の排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等</p>
<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理由を明らかにする。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>二 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p> <p>三 予測地域 対象事業実施区域 予測対象時期等 発電所の運転が定常となる時期又は時間帯</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理由を明らかにする。</p> <p>イ 温室効果ガスの排出等の量、エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理由を明らかにする。</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理由を明らかにする。</p>

<p>放射線の量 (粉じん等の 発生に伴うも の)</p>	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る工場等における事業活動</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る太陽電池発電所の稼働(ライフサイクルコスト)</p>		
<p>一 調査すべき情報 イ 放射線の量の状況 ロ 粉じん等の状況 ハ 気象の状況</p>	<p>一 調査すべき情報 イ 二酸化炭素の排出等を回避し、若しくは低減するための対策又はエネルギー使用量を削減するための対策の内容、効果等 ロ 関係法令、計画等 ハ その他必要な情報 二 調査の基本的な手法 文献その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>二 調査の基本的な手法 ハ その他必要な情報 文献その他の資料収集並びに当該情報の整理及び解析</p>	<p>一 予測の基本的な手法 事例の引用又は解析 二 予測地域 三 予測対象時期等</p>	<p>一 予測の基本的な手法 次に掲げる方法の中から適切なものを選定し、対象事業により排出等される温室効果ガスの量又は使用されるエネルギーの量の程度、及びそれらの削減の程度を予測する。また方法の選定の理由を明らかにする。 イ 温室効果ガスの排出等の量、エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測対象時期等 発電所の運転が定常となる時期又は時間帯</p>	<p>イ 温室効果ガスの排出等の量、エネルギー使用量の係数を基に算出する方法 ロ 類似事例を参考にする方法 ハ その他適切な方法 二 予測地域 対象事業実施区域 三 予測の対象時期又は時間帯 発電所の運転が定常状態となる時期及び二酸化炭素に係る環境影響が最大になる時期(最大になる時期を設定することができる場合に限る。)又は時間帯</p>

設置	ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事	堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事	湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事	放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事	鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響	風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響	最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て	公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸
----	---	-------------------------	--------------------------------------	------------------------------------	--	--	--	--	---------------------------------	-------------------

二 調査の基本的な手法
 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析
 三 調査地域
 粉じん等の拡散の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けるおそれがある地域
 四 調査地点
 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点
 五 調査期間等
 粉じん等の拡散の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期及び時間帯

三 環境影響を受けるおそれがある地域
 予測地点
 粉じん等の拡散の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点
 予測対象時期等
 放射線に係る環境影響が最大になる時期

放射線の量 (水の濁りの発生に伴うもの)	<p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施</p>		<p>の工事並びに埋立ての工事</p> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 濁度又は浮遊物質量の状況（河川にあっては、その調査時における流量の状況を含む。）</p> <p>ハ 流れの状況</p> <p>ニ 土質の状況</p> <p>三 調査の基本的な手法</p> <p>文 献その他の資料及び現地調査による情報（浮遊物質量の状況については、水質汚濁に係る環境基準に定める浮遊物質量の測定の方法による情報）の収集並びに当該情報の整理及び解析</p> <p>四 調査地域</p> <p>流域の特性及び水の変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>五 調査期間等</p> <p>流域の特性及び水の変化の特性を踏まえて調査地域における放射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>事例の引用又は解析</p> <p>二 予測地域</p> <p>調査地域のうち、水域の特性及び水の変化の特性を踏まえて放射線に係る環境影響を受けおそれがある地域</p> <p>三 予測地点</p> <p>水域の特性及び水の変化の特性を踏まえて予測地域における放射線に係る環境影響を的確に把握できる地点</p> <p>四 予測対象時期等</p> <p>放射線に係る環境影響が最大になる時期及び事業活動が定常状態になる時期</p>		

<p>設の工事、掘削の工事及び堤防の工事 鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、 資材及び機械の運搬に用いる車両の運 行並びに切土工等の工事による一時的 な影響</p>	<p>風力発電所設置事業に係る建設機械の 稼働、資材及び機械の運搬に用いる車 両の運行並びに造成等の施工による一 時的な影響</p>	<p>火力発電所設置事業に係る建設機械の 稼働、資材及び機械の運搬に用いる車 両の運行並びに造成等の施工による一 時的な影響</p>	<p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機 械の稼働、資材及び機械の運搬に用い る車両の運行並びに造成等の施工によ る一時的な影響</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場 の設置の工事、廃棄物の埋立て</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸 の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事 業に係る建設機械の稼働並びに資材及 び機械の運搬に用いる車両の運行、造 成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る 建設機械の稼働、資材及び機械の運搬 に用いる車両の運行並びに造成等の施 工による一時的な影響</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機 械の稼働、資材及び機械の運搬に用い</p>
--	--	--	--	---	---	---	---	--

流域の特性及び水の水質の変化の特性を踏まえて調査地域における放
射線に係る環境影響を予測及び評価するために必要な情報を適切かつ効
果的に把握できる期間及び時期

<p>放射線の量 (建設工事に伴う副産物に係るもの)</p>	<p>る車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の運行</p> <p>道路事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、切土工等の工事による一時的な影響並びに工事施工ヤード及び工事用道路の設置</p> <p>ダム事業に係るダムの堤体の工事、原石の採取の工事並びに施工設備及び工事用道路の設置並びに道路付替の工事</p> <p>堰事業に係る堰の工事、護岸の工事及び掘削の工事</p> <p>湖沼水位調節施設建設事業に係る堤防の工事、水門の工事及びしゅんせつの工事</p> <p>放水路事業に係る洪水を分流させる施設の工事、掘削の工事及び堤防の工事</p> <p>鉄道建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに切土工等の工事による一時的な影響</p> <p>風力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> <p>火力発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一</p>
<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 現地処分する場合、その地形の状況</p> <p>ハ 現地処分する場合、その土地利用の状況</p> <p>ニ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>ホ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>二 調査地域</p> <p>事業実施区域並びに前号イ、ニ及びホの情報を適切に把握するために必要な地域</p>	<p>一 調査すべき情報</p> <p>イ 放射線の量の状況</p> <p>ロ 現地処分する場合、その地形の状況</p> <p>ハ 現地処分する場合、その土地利用の状況</p> <p>ニ 廃棄物については、その種類ごとの再資源化施設、中間処理施設及び最終処分場における処分の状況</p> <p>ホ 切土又は盛土に伴う土砂の保管状況</p> <p>二 調査地域</p> <p>事業実施区域並びに前号イ、ニ及びホの情報を適切に把握するために必要な地域</p>
<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>	<p>一 予測の基本的な手法</p> <p>建設工事に伴う放射性物質を含む副産物の種類ごとの発生及び処分の状況の把握</p> <p>二 予測地域</p> <p>事業実施区域及び前号における把握を適切に行うために必要な地域</p> <p>三 予測対象時期等</p> <p>工事期間</p>

<p>備考</p> <p>一 この表において「粉じん等」とは、粉じん、ばいじん及び自動車の運行又は建設機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう（「窒素酸化物」、「硫黄酸化物」、「浮遊粒子状物質」、「石炭粉じん」を除く。）。</p> <p>二 この表において「重要な地形及び地質」、「重要な種」及び「重要な群落」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいう。</p> <p>三 この表において「反射光」とは、太陽電池に入射した太陽光が反射し、住居等保全対象に到達する現象をいう。</p> <p>四 この表において「注目すべき生息地」とは、学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。</p> <p>五 この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。</p> <p>六 この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の眺望される景観をいう。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="448 159 576 725"> <p>運行</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の</p> </td> <td data-bbox="576 159 730 725"> <p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> </td> <td data-bbox="730 159 885 725"> <p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> </td> <td data-bbox="885 159 1040 725"> <p>成等の施工による一時的な影響</p> </td> <td data-bbox="1040 159 1195 725"> <p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p> </td> <td data-bbox="1195 159 1350 725"> <p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p> </td> <td data-bbox="1350 159 1469 725"> <p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p> </td> <td data-bbox="1469 159 1506 725"> <p>時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p> </td> </tr> </table>	<p>運行</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p>	<p>時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>
<p>運行</p> <p>土石の採取事業に係る木の伐採等、事業活動及び土石の運搬その他の車両の</p>	<p>工場事業場用地造成事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>レクリエーション施設建設事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>成等の施工による一時的な影響</p>	<p>土地区画整理事業及び住宅団地造成事業に係る建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行、造成等の施工による一時的な影響</p>	<p>公有水面埋立事業に係る堤防及び護岸の工事並びに埋立ての工事</p>	<p>最終処分場設置事業に係る最終処分場の設置の工事、廃棄物の埋立て</p>	<p>時的な影響</p> <p>太陽電池発電所設置事業に係る建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行並びに造成等の施工による一時的な影響</p>		

七 この表において「主要な圍繞景觀」とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景觀をいう。

八 この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。

九 この表において「切土工等」とは、切土をする工事その他の相当量の建設発生土又は汚泥を発生させる工事をいう。

十 この表において「工事施工ヤード」とは、工事中の作業に必要な区域として設置される区域をいう。

十一 この表において「休憩所」とは、自動車専用道路に設置される休憩所（公衆便所を含む。）をいう。

十二 この表において「放射線の量」とは、空間線量率等によって把握されるものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 事業者がこの告示の施行の前日に環境影響評価条例（平成十年宮城県条例第九号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による第一種事業方法書、条例第十四条第一項の規定による第一種事業準備書、条例第二十六条第一項の規定による第二種事業方法書又は条例第三十一条第一項の規定による第二種事業準備書の送付を行っている対象事業に対する環境影響評価技術指針の規定の適用については、なお従前の例による。

○宮城県告示第五百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営二間堀地区土地改良事業（農業用排水施設整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

令和二年六月三十日から令和二年七月三十日まで

三 縦覧場所

美里町役場

○宮城県告示第五百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、令和二年六月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 三九八号
- 三 道路の区域

変 更 の 区 間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備 考
後 B	前 A	後 B	前 A			
	牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜四二番一 地先から	八・二 四八・九	八・二 四八・九	七〇五・五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。	
	同郡同町浦宿浜字浦宿八一番八七地先 まで	九・三 四〇・七	九・三 四〇・七	六七二・〇		
		八・二 四八・九	八・二 四八・九	七〇五・五		
		九・三 四〇・七	九・三 四〇・七	六七二・〇		

○宮城県告示第五百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和二年六月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	三九八号	牡鹿郡女川町浦宿浜字三郎浜三〇番二地先から同郡同町浦宿浜字中崎六番四地先まで	令和二年六月三十日

○宮城県告示第五百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、浦谷町土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

令和二年六月三十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 富田 政 則

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年六月十九日	菊谷 善一	遠田郡浦谷町下郡字台十九番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
令和二年五月十一日	黒田 千秋	遠田郡浦谷町小塚字中野二四十二番地	理事

○宮城県告示第五百七十号

仙台市泉土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、令和二年六月二十四日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和二年六月三十日

宮城県仙台地方振興事務所

所長 山口 浩 徳

公 告

○財政状況の公表に関する条例（昭和三十九年宮城県条例第二十三号）第二条第一項の規定により、

県の財政状況を別冊のとおり公表する。
令和二年六月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

監 査 委 員 会

○宮城県監査委員告示15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和二年6月30日

宮城県監査委員	本 木 忠 一
宮城県監査委員	大 田 稔 郎
宮城県監査委員	石 森 建 二
宮城県監査委員	成 田 由 加里

1 監査委員の報告日

令和2年3月27日

2 通知のあった日

令和2年5月29日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 仙台中央県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 466,898,595円

過年度分 729,840,562円

合 計 1,196,739,157円

・平成29年度収入未済額

現年度分 657,736,383円

報 告 書

過年度分 914,685,865円
 合計 1,572,422,248円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画（平成31年3月策定）、平成31年度県税事務運営及び平成31年度県税事務実施計画に基づき、納期内納税を広報するとともに、滞納が発生した場合には、早期の折衝・財産調査を行ったほか、納税資力があるにもかかわらず滞納している者に対しては、換価・取立が容易な預金・給与等の債権を中心に積極的に差押（238件）を行った。さらに、捜索（8件）や差押自動車の公売（3台）を実施するなど、組織的、集中的に滞納整理を行った（換価・取立 202件、7,324千円）。

さらに、収入未済額の9割以上を占める個人県民税については、賦課徴収を行っている仙台市との間で住民税徴収対策会議を開催し、情報共有を図ったほか、県税還付金の情報提供（4,219件）、車両保有状況調査支援（47件）を行うなどの徴収支援対策に取り組み、徴収の確保と収入未済額の縮減に努めた。

今後とも仙台市と連携強化を図るとともに、これまでの対策を一層強化し収入未済額の縮減に努める。

(2) 仙台北県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額
 現年度分 138,255,982円
 過年度分 141,495,278円
 合計 279,751,260円

・平成29年度収入未済額
 現年度分 125,891,267円
 過年度分 141,197,741円
 合計 267,089,008円

ロ 措置の内容

平成31年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」、「平成31年度県税事務運営」及び「平成31年度事務実施計画」に基づき、次のとおり収入未済額の縮減と徴収確保に努めた。

個人県民税については、管内市町村と協働で滞納整理等を行う実働組織「チームT.O.T.O」による対象案件として42件（市町村共通の納税者6件含む）の滞納整理を実施し、一層の滞納額縮減に努めた。

また、「チームT.O.T.O」対象事業以外にも自動車税等の還付金の差押22件や共同催告239件など市町村支援のための各種事業に積極的に取り組んだ。

個人県民税以外の税目については、「県税滞納額縮減対策3か年計画」に掲げる差押などの滞納処分を中心とした取組を徹底するため、すべての案件の財産調査を早期に実施し、差押につなげることができた。差押に当たっては、長期滞納事案や換価の見込めない長期差押財産を見直すとともに、より実効ある財産の差押を積極的にを行い、収入未済額の縮減に努めた。

また、納税の緩和制度を適用し、生活困窮者等への配慮にも努めた。

(3) 北部県税事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額
 現年度分 108,554,225円
 過年度分 169,524,191円
 合計 278,078,416円

・平成29年度収入未済額
 現年度分 96,302,860円
 過年度分 197,283,670円
 合計 293,586,530円

ロ 措置の内容

県税滞納額縮減対策3か年計画及び平成31年度県税事務運営に基づき徴収対策を講じ、徴収確保と収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税については、栗原市を含む管内2市4町との連携・協働を推し進めるため「北部地区住民税徴収対策会議」を開催したほか、管内職員の徴収技術の向上を図るため、例年1回としていた「滞納処分実務研修会」を2回に増やして実施した。

また、主に大崎地区の併任活動を協議するため「大崎地区税務担当課長会議」を2回開催するとともに、県税職員の管内市町併任及び管内市町徴収税吏員の相互併任による「併任職員徴収

報 告 書 公 報 刊 行

対策会議」を4回開催し、各市町と協働して7件の捜索等を行った。このほか管内3町との共同報告や自動車税還付金の差押支援を行うなど収入未済額の縮減に努めた。

個人県民税以外の税目については、適切な時期の催告・折衝、財産調査の早期着手、預貯金や給与等の債権を主体とした差押、担税力がないと判断した滞納者に対しては速やかに処分停止等を行うなど、より効果的な滞納整理に努めた。

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所

イ 監査委員の報告の内容

県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 21,041,834円

過年度分 56,680,288円

合 計 77,722,102円

・平成29年度収入未済額

現年度分 24,685,047円

過年度分 57,053,678円

合 計 81,738,725円

ロ 措置の内容

個人県民税については、北部県税事務所と合同による「住民税徴収対策会議」や「滞納処分実務研修会」を開催し、栗原市との連携強化を図るとともに、当所職員と栗原市職員双方の徴収スキルの向上等に努めた。

また、栗原滞納整理協働支援チームを選任するとともに、当所職員5名を栗原市職員(徴税吏員)に併任発令し、滞納中の特別徴収義務者に対する訪問催告(25件)や郵送催告(35件)を合同で行うことにより、収入未済額の縮減と徴収確保支援に努めた。

個人県民税以外の一般税については、早期の納税折衝と財産調査に努め、納税余力があるにもかかわらず納税に応じない者には滞納処分を積極的に進めた。

なお、滞納処分は、預貯金や給与等の換価性の高い債権の差押を中心としつつ、自動車や不動産の差押財産はインターネット公示に付し県税に充当するなど、徴収確保、収入未済額の縮減に努めた。

このほか、調査により納税余力がないことが判明した滞納者等に対しては、法定要件に照ら

しながら、適正に処分停止を適用した。

(5) 仙南保健福祉事務所

イ 監査委員の報告の内容

生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)

・平成30年度収入未済額

現年度分 5,365,647円

過年度分 29,189,226円

合 計 34,554,873円

・平成29年度収入未済額

現年度分 8,725,211円

過年度分 27,906,060円

合 計 36,631,271円

ロ 措置の内容

「仙南保健福祉事務所未収債権回収対策会議」において、年間の収入未済額の縮減に向けた取組計画を策定するとともに、回収可能性に応じて区分した「債務者リスト」を作成し、地区担当員が生活保護受給者を訪問した際の効果的な納入指導に取り組んだ。

また、回収がやや困難と判断される債務者に対して催告書を送付(45件)したほか、一括納付が困難と認められる場合には分割納入を承認し、債権保全を図った(25件)。

なお、生活保護に係る滞納は、いったん長期化すると回収が極めて困難となるため、令和元年9月から「生活保護業務適正化会議」を毎月開催し、地区担当員による生活保護受給者の生活状況の把握を支援することで現年度未収債権の発生抑制に取り組んでいる。

<収入未済額(令和2年4月末現在)>

1 生活保護扶助費返還金

・平成30年度収入未済額

現年度分 4,925,277円

過年度分 27,705,826円

合 計 32,631,103円

・平成29年度収入未済額

現年度分 7,821,011円

報 告 公 報 城 島

<p>過年度分 19,884,815円 合計 27,705,826円</p> <p>(6) 仙台塩釜港湾事務所 イ 監査委員の報告の内容 県の道路管理の瑕疵による示談交渉において、不適切な対応が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 県の道路管理の瑕疵による車両損傷事故の示談交渉において、示談が成立していない中で、相手方の求めに応じレンタカー代金を補償する約束を行いレンタカーを手配するとともに、レンタカー代金を当該事故とは無関係の工務店に立て替えさせるなどしたものである。 措置の内容 再発防止のため、不当な要求やその兆候が見られた場合には、断固として不当要求行為等対処でニュアールに従った対応をとるよう職員全体会議を開催し、所内に周知徹底した。 また、レンタカーを含む適切な損害賠償について、道路事故事務取扱要領に従った手続きによることを周知徹底した。</p> <p>(7) 福利課 イ 監査委員の報告の内容 退職手当において、長期にわたる支給額の誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 平成19年4月1日施行の条例により退職手当の算定方法が変更となっていたが、解釈を誤り、平成19年度以降の支給額が誤っていたもの。 ・対象人数 延べ1,090人 ・金額 500,438,617円 措置の内容 事務処理上の再発防止策として、起案書や退職手当支給一覧表に退職職員が特定減額の対象であるか否かわかるよう工夫するとともに、「特定減額確認資料」を退職者全員の算定資料に添付するなどして、複数人で特定減額について確認できるようにチェック体制の強化を図った。 また、今回の算定誤りを受けて、知事部局、警察本部、教育委員会の各担当課での打ち合わせが不可欠であると考え、令和元年12月に退職手当に係る打ち合わせを行い、算定上の疑問点や、共通理解を図る事項等を確認し合い、適正な事務処理について確認した。</p>	<p>令和2年度以降は、定期的に年2回の打ち合わせを開催することとし、更に退職手当制度改正時にも改正内容を確認し合える体制を整えた。</p> <p>(8) 福利課 イ 監査委員の報告の内容 退職手当の支給決定において、執行権限を越えたものの執行が認められたので、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 教育委員会における退職手当の支給決定について、決裁権限は教育長に属するものであったが、少なくとも平成元年度以降福利課長の決裁により支給決定を行っていたもの。 措置の内容 事務決裁規程を確認しないまま、誤った認識で事務処理を行っていたことが判明したことから、事務決裁規程を所管している教育庁総務課と相談し、知事部局と均質かとれる事務決裁規程の見直しを行い、適正化を図った。 知事部局では、退職手当の支給決定は、職員厚生課長専決となっていることから、教育委員会の退職手当の支給決定を福利課長専決とする事務決裁規程の改正を令和2年4月1日に行った。現在は改正事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を行っている。 事務処理を行う際には、必ず法的根拠を確認するよう職員に徹底し、再発を防止する。</p> <p>(9) 東部教育事務所 イ 監査委員の報告の内容 報酬及び旅費において、不適切な取扱いが認められたので、速やかに改善を図り、今後再発しないように対策を講じられたい。 (内容) 初任研教科指導教員の報酬及び旅費について、本来勤務させることができない日に勤務させた上、実際は勤務しているにもかかわらず、支給済みの報酬等を返納させ、未払となっているもの。 ・件数 2件 ・未払額 34,085円 措置の内容 学校における不適切な勤務の抑制及び担当所における誤った判断による不適切な報酬等の支給手続きであったため、未払となっていた報酬等については、令和2年3月に当該職員に支給した。</p>
---	---

報 告 書

再発防止策としては、初任研教科指導教員の勤務日の取扱等について、令和元年度末の事務説明会及び学校事務担当者の各地区研修会で説明を行い、各小中学校に周知徹底を図った。当所においては、班員間で制度理解を深めるとともに、各担当が関係部署に確認をした事項等について所内で情報を共有することとし、さらに複数の目で関係諸規定等と照らし合わせて確認をすることで、再発の防止を図っていく。

(10) 石巻工業高等学校

イ 監査委員の報告の内容

著しく事務の適性を欠き、速やかに改善を要するものが認められたので、適正な対策を講じられたい。

(内容)

1 団体が休眠状態にあるにもかかわらず学校側の判断で、同団体への入会金を長年におたり生徒の保護者から徴収し、学校側で管理するなどしていたもの。

- ・団体名 宮城県石巻工業高等学校後援三八会
- ・平成30年度末残金 2017200円

2 補助金等の一時預り口座の残高が出所不明金であるとして、学校の備品等の購入に充てていたもの。

- ・出所不明金とした金額 274049円
- ・購入備品等 耐火キャビネット ほか

3 団体から寄附を受けた県の夜間照明設備の電気料金を寄附受納手続等を行わずに当該団体に負担させていたもの。

- ・設備名称 野球場夜間照明設備
- ・年間電気料金 384,524円 (平成30年度)

ロ 措置の内容

1 については、令和元年度から入会金の徴収をしないこととした。残金の取扱いと団体の今後の在り方については、団体（宮城県石巻工業高等学校後援三八会）と協議を行い検討していく。

2 については、条例・規則に基づき適切に事務処理を行い、主務課や関係部所と密に連絡を取ることとし、再発防止に努める。

3 については、令和2年度（令和2年4月分）から県費での支出とするよう改善を図った。

(11) 大河原警察署

イ 監査委員の報告の内容

庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(内容)

消防法により定められた消防設備点検結果報告の所轄消防署への報告がなされていないかつたもの。

- ・消防法第17条の3の3

ロ 措置の内容

未報告であったものは、令和2年2月4日付で、大河原消防署長に対して消防設備点検結果報告を行った。

所轄消防署への報告がなされなかった要因は「所轄消防署への報告義務を失念していたこと。」であったため、定期的に所属内打合せを実施し、業務の進捗状況及び所管事務について報告漏れが出ないよう確認を行っている。

また、該当年の年間スケジュール及び月間スケジュールに確実に明記するとともに、執務室内に掲示し見える化を図ることによって再発防止を徹底している。

○宮城県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査結果について、宮城県知事等から同条第14項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年6月30日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日
令和2年3月26日

2 通知のあった日
知事 令和2年5月28日
教育委員会 令和2年5月26日

3 監査委員の報告内容及び措置の内容

(1) 団体名 地方独立行政法人宮城県立こども病院

報 告 書

<p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>期末において、欠損金が認められたので、引き続き運営改善を図る必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>こども病院では前回も同様の指摘を受け、医療資源を有効活用した病床の効率的な利用推進や在宅療養への転換による外来収益の増収など、収益向上対策に取り組んでいた。その結果、令和元年度は、繰越欠損金の約300,000千円の減少が見込まれるなど経営が改善している。県としては、法人が策定した中期計画（令和2年度までに経常収支比率100%以上とする）の目標達成に向けて、引き続き経営改善に努めるよう助言しているところである。</p> <p>(2) 団体名 株式会社仙台港貿易促進センター</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>期末において、欠損金が認められたので、引き続き経営改善を図る必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>当該株式会社においては、平成24年度以降、単年度黒字が継続し、累積欠損金が順調に減少しているなど、堅調な事業運営が実施されている。</p> <p>会社設立時の中核事業に起因する多額の累積欠損金は、現在の事業規模や内容から解消には相当の期間を要するものと考えているが、新たな事業展開や経営改善に大きな効果が期待できる減資についても、同社において今後検討することとしており、県としても、早期の経営改善が図れるよう、同社、関係機関とともに必要な検討を進めていく。</p> <p>(3) 団体名 宮城県住宅供給公社</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>立替金において、精算が遅延しているものが認められたので、引き続き改善を図る必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p> <p>住宅供給公社の立替金の請求対象者は住宅の退居者なので、退居後の所在、連絡方法を確実に把握し、未回収者には電話催告や直接訪問等を定期的に実施するなど回収に努め、精算を行うよう指導していく。また、回収困難な案件もあることから、対象者の情報的確な把握や債権放棄を含めた検討など状況に応じた債権管理が適切に実行されるよう、指導を継続していく。</p> <p>(4) 団体名 宮城県ポート協会</p> <p>イ 監査委員の報告の内容</p> <p>消費税等において、不適切な取扱いが認められたので、改善を図る必要がある。</p> <p>ロ 措置の内容</p>	<p>(イ) 宮城県ポート協会に対し、消費税及び地方消費税並びに法人税等について、確定申告を要する事業であるかを所轄税務署に確認するよう指示した。</p> <p>(ロ) 宮城県ポート協会から、以下の手続きを行い、納税義務に関する必要な手続きについては全て完了した旨、報告を受けた。</p> <p>a 石巻税務署に確認したところ、消費税等及び法人税等について確定申告が必要であることが判明し、消費税等については、過去5年度分となる平成26～30年度分の確定申告を行うい、納税した。</p> <p>b 法人税等については、過去5年度分の決算関係書類を確認いただき、平成31年度から「収益事業開始届」を提出し、確定申告を行うよう指導された。</p> <p>c 法人県民税・法人事業税の所管である県東部県税事務所と法人市民税の所管である石巻市役所（ポート協会の所在地）・登米市役所（事業場である長沼ポート場の所在地）に「法人設置届」を提出し、法人住民税・法人事業税については、平成31年度分から確定申告を行うこととなった。</p> <p>(イ) 今後は、所管課であるスポーツ健康課において、毎年度の決算報告書で納税状況を確認し、確定申告等を実行を行うよう働きかけ、再発防止に努めていく。</p>
---	---